

第7号様式

危険物運搬許可申請書

年 月 日

港長 殿

申請者所属・氏名

印

船舶の名称				信号符字又は船舶番号									
船舶の種類		総トン数		トン		重量トン数		トン					
船舶の全長		m		最大喫水		m		cm		船長の氏名			
船舶の代理人の氏名又は名称及び住所													
危険物情報	品名・等級・国連番号・容器等級・引火点(密閉式による摂氏)					こん包の数		正味重量		船内の積付位置			
運搬業者名				荷役業者名									
運搬期間及び回数		自 月 日 時 分			荷役期間	積込		自 月 日 時 分			至 月 日 時 分		
		至 月 日 時 分				荷卸		自 月 日 時 分			至 月 日 時 分		
運搬区間		場 所					岸壁又は錨地コード						
		自					()						
		至					()						
		経路											

(第7号様式)

注意

- 1 申請者の所属、氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 2 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 3 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 4 弾薬及び火工品については、薬量が判明しているときは、正味重量の下に()を付して薬量を記載すること。
- 5 運搬時の「危険物情報」には、「荷役する危険物」、「その他の危険物」に区分し記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「船舶の積付位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。なお、「開放」とは、当該危険物の揚荷をする場合を除き、開放された場所に危険物を積載している場合又は危険物を積載してある船倉若しくは区画を開放する場合をいい、「非開放」とは、危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合をいう。
- 6 「危険物情報」の欄中「等級」とは、火薬類等級1.1、火薬類等級1.2、火薬類等級1.3、火薬類等級1.4、火薬類等級1.5、火薬類等級1.6、有機過酸化物(爆発物)、引火性高压ガス、非引火性非毒性高压ガス、毒性高压ガス、引火性液体類(容器等級)、引火性液体類(容器等級)、引火性液体類(容器等級)、可燃性物質、自然発火性物質、水反応可燃性物質、酸化性物質、有機過酸化物(爆発物を除く。)、毒物、放射性物質等第1種、放射性物質等第2種、放射性物質等第3種、腐食性物質、有害性物質又はその他の別をいう。また、「国連番号」が無い危険物については、危険物コード(MSコード)を記載し、「容器等級」については引火性液体類のみ記載すること。
- 7 申請書等は、1通提出すること。
- 8 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。